



三重県公報

平成30年6月5日（火）

第 3011 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
378	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
379	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
380	有害な興行の指定	(少子化対策課)	2
381	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の変更登録	(農産物安全・流通課)	2
382	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(同)	3
383	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
384	同件	(同)	4
385	同件	(同)	5
386	同件	(同)	8
387	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	9
388	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出	(同)	9
公 告			
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	10
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	11
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	11
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	11
特定調達公告			
	一般競争入札を行う旨	(出納局)	12
	同件	(警察本部)	15

告 示

三重県告示第 378 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470300522	特定非営利活動法人 テトテ	鈴鹿市算所町 1244	特定非営利活動法人 テトテ	平成 30 年 3 月 31 日	訪問介護
2470201324	日本ケアシステム株式会社訪問介護事業所	四日市市ときわ 2 丁目 12 番 23 号	日本ケアシステム株式会社	平成 30 年 4 月 30 日	訪問介護
2470203171	福祉サービスオーケーハート	四日市市伊坂台 2 丁目 265 番地 1	合同会社オーケーハート	平成 30 年 5 月 10 日	訪問介護
2470202090	あったか介護ろいある	四日市市山田町 2896 番地 1	有限会社ろいある	平成 30 年 5 月 31 日	訪問介護
2470204062	シルバーサポート三重中央店	四日市市新正 4 丁目 11-6	F・メンテック株式会社	平成 30 年 5 月 31 日	福祉用具貸与
2470204062	シルバーサポート三重中央店	四日市市新正 4 丁目 11-6	F・メンテック株式会社	平成 30 年 5 月 31 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 379 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470204062	シルバーサポート三重中央店	四日市市新正 4 丁目 11-6	F・メンテック株式会社	平成 30 年 5 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
2470204062	シルバーサポート三重中央店	四日市市新正 4 丁目 11-6	F・メンテック株式会社	平成 30 年 5 月 31 日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 380 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指定年月日	指定理由
28	映画	痴漢学園 すさまじい淫行	新東宝映画	平成 30 年 6 月 5 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
29	映画	デコトラガール 天使な誘惑	オーピー映画		
30	映画	人情フェロモン もち肌わしづかみ	オーピー映画		
31	映画	マジカル・セックス 淫ら姫の冒険	オーピー映画		

三重県告示第 381 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 19 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をいたしましたので、法第 19 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	鈴鹿市地子町 1268 番地

3 変更内容

地域登録検査機関が検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば）

4 変更登録日

平成 30 年 5 月 28 日

三重県告示第 382 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	鈴鹿市地子町 1268 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員が検査を行う農産物の種類の変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
椋本 勝	■■■■■■■■ 1-3-18	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2415340
鈴本 信文	■■■■■■■■ 2-18-30	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2424341
藤田 拓也	■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2426342

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
蒔田 直人	■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429343
村嶋 峻介	■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429344
中村 佳史	■■■■■■■■ ■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417345

(3) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
武本 祐樹	■■■■■■■■ ■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2420089

三重県告示第 383 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年6月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン熊野店

熊野市井戸町井上 353-1

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456-4	佐々木 桂一

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456 番地 4	川上 展央

3 変更年月日

平成27年4月1日

4 変更理由

小売業を行う者の代表者の氏名の変更のため

5 届出の日

平成30年5月18日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年6月5日から同年10月5日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第384号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年6月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンプラザ大安

いなべ市大安町高柳 1945 番地ほか 24 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社総本家貝新新七商店	桑名市大字江場字貝戸538番1	伊藤 新吾
伊藤 和幸	四日市市生桑町2010-1	-
辻運送株式会社	いなべ市大安町梅戸向ヒ山1361番地の1	辻 忠樹
松崎 正幸	桑名市大字東方2248番地75	-
株式会社靴のホッタ	愛知県西春日井郡清洲町大字清洲1710番地	堀田 忠彦
株式会社川スミ	桑名市大字仲新田字新井水76番地3	川澄 幸司
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目1番16号	北村 正志
株式会社大創産業	広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博文

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社総本家貝新新七商店	桑名市大字江場字貝戸538番1	伊藤 新吾
松崎 正幸	桑名市大字東方2248番地75	-
株式会社靴のホッタ	愛知県清洲市清洲1710番地	堀田 忠彦
株式会社川スミ	桑名市大字仲新田字新井水76番地3	川澄 幸司
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目1番16号	北村 正志
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二

3 変更年月日

平成30年4月1日

4 変更理由

小売業を行う者の住所及び代表者の氏名の変更並びに退店のため

5 届出の日

平成30年5月18日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成30年6月5日から同年10月5日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第385号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年6月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール明和

多気郡明和町大字中村字長波賀1223番地ほか71筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社大谷	新潟県新潟市亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中区今池三丁目4番10号	堀江 泰文
株式会社オクノ靴店	伊勢市曾祢二丁目4番5号	奥野 雅紀
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地五丁目6番4号	土井 健人
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目3-60-7	上田 稔夫
株式会社オンワード樫山	東京都中央区京橋一丁目7番1号	馬場 昭典
株式会社ツジオカ	伊勢市曾祢一丁目8番16号	辻岡 良幸
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目1番16号	北村 正志
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺井 秀蔵
A s - m e エステール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	丸山 雅史
株式会社日宝堂	伊勢市一之木二丁目12番10号	奥野 俊寛
株式会社三峰	東京都新宿区新宿三丁目22番7号	川村 益充
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番11号	吉竹 英典
株式会社システムジュウヨン	大阪府大阪市北区天神橋三丁目7-9	石田 勝彦
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋1-6-5	金谷 隆平
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 富子
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	横内 達治
株式会社ヌーボー・ガール	津市鳥居町275	松井 秀文
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和2-2-17	猪飼 千寿子
有限会社BE UP	松阪市船江町523番地6	大森 実
パセリ四日市株式会社	滋賀県長浜市勝町803番地	松本 規義
谷口石油株式会社	四日市市鶴の森一丁目13番43号	谷口 晃
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生
株式会社ポイント	茨城県水戸市三丁目1番27号	遠藤 洋一
株式会社カインズ	埼玉県本庄市東富田88番地2	土屋 裕雅
株式会社モリタ	青森県八戸市大字三日町14番地1	盛田 明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目38番地	河合 宏光
株式会社サンエー・ビーディー	東京都世田谷区玉川二丁目21番1号	前川 正典
あちは株式会社	愛知県名古屋市中区瑞穂区北原町二丁目73番地	阿知波 雅大
株式会社クロスカンパニー	岡山県岡山市北区幸町2番8号	石川 康晴
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田125番地の1	向井 正太郎
株式会社ジェイアイエヌ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目7番1号	高橋 芳枝
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町2585番地の1	岩井 勝己
株式会社伸和	愛知県名古屋市中区枇杷島五丁目12番36号	渡辺 和彦
株式会社ショービ	静岡県浜松市東区植松町1475番地の18	二村 眞行
林 鴻武	松阪市南町25番地	-
株式会社ナスキー	埼玉県幸手町中一丁目2番4号渡辺ビル	並木 貴裕
株式会社CHELSEA New York	石川県金沢市上安原南98番地2	北方 康弘
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目9番38号	滝川 和彦

株式会社ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	小倉 久明
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号	上田 利昭
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目92番地	中澤 道盛
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富澤 昌宏
株式会社アダストリア	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	福田 三千夫
K-GORDインターナショナル	静岡県浜松市中区西丘町276番地の5	横田 光夫

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡崎 双一
株式会社大谷	新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号	堂田 尚子
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	堀江 泰文
株式会社オクノ靴店	伊勢市曾祢二丁目4番5号	奥野 雅紀
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地五丁目6番4号	土井 健人
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	上田 稔夫
株式会社オンワード樺山	東京都中央区日本橋三丁目10番5号	大澤 道雄
株式会社ツジオカ	伊勢市曾祢一丁目8番16号	辻岡 良幸
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	上山 健二
A s - m e エステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史
株式会社日宝堂	伊勢市一之木二丁目12番10号	奥野 俊寛
株式会社三峰	東京都中野区弥生町六丁目10番11号	川村 益充
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番地1号	吉竹 英典
株式会社システムジュウヨン	大阪府大阪市北区天神橋三丁目7番9号	寺崎 公彦
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋 克彦
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地の8	宮脇 範次
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	川崎 純平
株式会社ヌーボー・ガール	津市鳥居町275番地	松井 秀文
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和2-2-17	猪飼 千寿子
有限会社BE UP	松阪市船江町523番地6	大森 実
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803番地	松本 規義
谷口石油株式会社	四日市市鶴の森一丁目13番43号	中村 壽雄
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号	井元 憲生
株式会社アダストリア	茨城県水戸市三丁目1番27号	福田 三千男
株式会社カインズ	埼玉県本庄市東富田88番地2	土屋 裕雅
株式会社モリタ	青森県八戸市大字三日町14番地1	盛田 明
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濠二丁目38番地	河合 映治
あちは株式会社	愛知県名古屋千種区今池四丁目15番5号	阿知波 雅大
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2番8号	石川 康晴
株式会社ショービ	静岡県浜松市東区植松町1475番地の18	二村 眞行
林 鴻武	松阪市南町25番地	-
株式会社ナスキー	埼玉県幸手市中一丁目2番4号渡辺ビル	並木 貴裕
株式会社CHELSEA New York	石川県金沢市上安原南98番地2	北方 康弘
有限会社タキガワ	伊勢市宮後二丁目9番38号	滝川 和彦
株式会社ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	水江 充

株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目3番1号	上田 利昭
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央二丁目92番地	中澤 道盛
株式会社メガネトップ	静岡県葵区伝馬町8番地の6	富澤 昌宏
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田125番地の1	向井 正太郎
株式会社ジズズ	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4	田中 仁
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布二丁目7番1号	高橋 芳枝
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町2585番地の1	岩井 勝己
株式会社サンエス	広島県福山市神辺町川南741-1	佐藤 卓巳
株式会社キャン	岡山県岡山市北区幸町2番8号	立花 隆央
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海一丁目8番10号	大島 康広

- 3 変更年月日
平成30年3月1日
- 4 変更理由
小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名の変更並びに入退店のため
- 5 届出の日
平成30年5月18日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成30年6月5日から同年10月5日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成30年6月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCモール金剛坂
多気郡明和町金剛坂字辰ノ口1011番ほか27筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新生信託銀行株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	後藤 武彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新生信託銀行株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	久保 貴裕

- 3 変更年月日
平成30年4月1日
- 4 変更理由

設置する者の代表者の氏名の変更のため

- 5 届出の日
平成 30 年 5 月 21 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 6 月 5 日から同年 10 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 387 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) イオンモール津みなみ
津市高茶屋小森町 145 番地ほか 187 筆
- 2 意見を有する者から述べられた意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ア 地元説明会における近隣主要交差点の需要率は、ピーク時 0.9 以下、平均 0.5~0.7 程度を見込んでいく旨の説明であるが、旧店舗閉鎖後も、競艇開催日又は重賞レースの場外舟艇券売り場開場時の夕刻は国道 23 号及び市道塔世橋南郊線（通称は近鉄道路）は飽和状態にあり、常時混雑が見られる。よって、交差点需要率の予測値は、これらの影響を考慮していないと考えられる。
 - イ 新店舗の来客については、基本的に、北と東方面からの顧客は国道 23 号の東側駐車場へ、南と西方面からの顧客は国道 23 号の西側駐車場へ誘導することにより前段の渋滞問題の解決策の一助にもなり得るため、国道 23 号の東側にも駐車場を確保すること。
 - (2) その他の事項
大規模店舗設置のコンセプトとしてコミュニティとエコロジーを提唱され、「災害時の避難施設としてコミュニティ拠点の役割を担うことも念頭に置いている。」との説明があった。当該地区の防災・減災として真に取り組むべきは、国道 23 号の東側に位置する長常、伊倉津地区の津波避難路確保だと思う。東西交通路に脆弱性が懸念される地域状況の解決のためには、これを機会に国道 23 号の東側に広い駐車場を設け、徒歩（動く歩道の設置等）での避難路を確保し、国道は幅のある歩道橋で渡ることにより、主要道路の混乱は大幅に回避できるため、国道 23 号の東側にも駐車場を確保すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 6 月 5 日から同年 7 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 388 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告します。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
岡本総本店 桑名店
桑名市大字安永字九区割 1348 番 1
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,444 m²
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m²以下となる年月日
平成 30 年 4 月 9 日
- 5 変更の理由
店舗閉鎖のため

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
樋口 完	鈴鹿市野村町 6	鈴鹿市野村町北新田 318 ほか 9 筆
樋口 廣己	鈴鹿市稲生塩屋一丁目 13-1	鈴鹿市稲生町溝端 95 ほか 11 筆
平田 俊夫	鈴鹿市稲生町 9081	鈴鹿市稲生町稗鳥沢 5205 ほか 9 筆
鈴木 道明	鈴鹿市稲生西一丁目 2-19	鈴鹿市稲生町甲懸 9429-1 ほか 2 筆
有限会社 ドリームファームズズカ	鈴鹿市柳町 1530-3	鈴鹿市柳町馬場 846 ほか 6 筆
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市柳町 1190-1	鈴鹿市柳町広田 1614 ほか 8 筆
株式会社 ライスセンターいとう	鈴鹿市若松西四丁目 20-13	鈴鹿市岸岡町高田 3303 ほか 4 筆
有限会社 イケダグリーン	津市白山町二本木 3445	津市白山町岡中堂谷 629 ほか 3 筆
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木くずれ 4926 ほか 5 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市白山町南家城 2502-2	津市白山町南家城家野 2244
山岸 泰平	津市白山町稲垣 115	津市白山町古市田鹿 1260
水本 守	松阪市深長町 601	松阪市久米町字東浦 1855-1
農事組合法人 笠松営農組合	松阪市笠松町 250-3	松阪市笠松町字一ノ割 549 ほか 13 筆
松田 忠正	松阪市中ノ庄町 1369	松阪市中ノ庄町字堀ノ内 678 ほか 9 筆
竹内 久敏	松阪市中ノ庄町 1419-1	松阪市上ノ庄町字東八ヶ坪 688
高瀬 和美	松阪市小野江町 1133	松阪市星合町字大松原 2065
株式会社 小林農産	多気郡明和町金剛坂 690	多気郡明和町大字養村へべら 1223 ほか 6 筆
有限会社 松幸農産	伊勢市川端町 205 番地の 1	多気郡明和町大字養村は祢穴 1503
農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合	名張市青蓮寺 2771-2	名張市赤目町柏原 1423 ほか 1 筆
株式会社 デアルケ	北牟婁郡紀北町三浦 157-4	北牟婁郡紀北町島原向井 5073 ほか 2 筆
上西 啓資	熊野市大泊町 52	南牟婁郡御浜町志原岡ノ鼻 385-1
株式会社 オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町下市木 2281-2	南牟婁郡御浜町志原西ノ谷 2350 ほか 2 筆
阪口 多起央	南牟婁郡御浜町阿田和 4323	南牟婁郡御浜町阿田和下田 41 ほか 4 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
三重県農林水産部担い手支援課
- (2) 縦覧期間

平成 30 年 6 月 5 日から同月 18 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、四日市南部土地改良区（四日市市山田町 2112 番地 3）の定款の変更を認可しました。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業新溜村溜地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 30 年 6 月 6 日から同年 7 月 3 日まで
- 3 縦覧の場所
菰野町役場観光産業課（三重郡菰野町大字潤田 1250 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 30 年 6 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 6 月 11 日から平成 31 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
伊勢市、尾鷲市、熊野市、多気郡多気町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡大紀町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

第 2

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間
平成 30 年 6 月 11 日から平成 31 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
熊野市及び南牟婁郡御浜町

第 3

- 1 作業種類
基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業期間
平成 30 年 6 月 11 日から平成 31 年 2 月 28 日まで

3 作業地域

四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成30年6月5日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県財務会計・予算編成支援システム再構築に係るサーバ機器類購入及び保守業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成37年1月31日（金）までとします。

(4) 委託業務履行場所

仕様書に記載のとおり

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 平成29年度「三重県財務会計・予算編成支援システム再構築S I 支援委託業務」の受託者（以下「支援受託者」という。）及びその関連事業者でないこと。

なお、その関連事業者とは以下のいずれかの要件を満たす事業者をいう。

(ア) 資本金面

a 支援受託者の親会社：支援受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有又はその出資の総額の50%を超える出資をしている事業者

b 支援受託者の子会社：支援受託者が発行済株式総数の50%を超える株式を保有又はその出資の総額の50%を超える出資を受けている事業者

(イ) 人事面

代表権を有する役員が、支援受託者の代表権を有する役員を兼ねている事業者

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成30年7月3日(火)17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (4) 納入しようとする物品が調達説明書(仕様書)に示す仕様に適合することを証明する書類(「機能証明書」)(資料1_様式1)
- (5) 2(2)エを証明する書類(資料1_様式2)

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課総務班 担当 黒宮
電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納総務課財務電算班 担当 中西、堤
電話 059-224-2763 ファクシミリ 059-224-2784

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から平成30年7月3日(火)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年7月12日(木)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年7月26日(木)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成30年7月26日(木)14時30分

なお、入札書は平成30年7月17日(火)から同月26日(木)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県出納局出納総務課総務班

案件名 三重県財務会計・予算編成支援システム再構築に係るサーバ機器類購入及び保守業務

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成30年7月26日(木)15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税（平成 31 年 10 月 1 日適用開始の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正を反映したもの）を含む契約締結日から平成 37 年 1 月 31 日までの合計額（免税業者にあつては、契約希望金額）を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract

Purchase of Server Equipment and Maintenance Services related to Mie Prefecture Financial and

Budgeting System Reconstruction

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, July 26, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July 17, 2018 and 2:30 P.M. on Thursday, July 26, 2018.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, July 26, 2018.

(4) Managing Authority :

General Affairs Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2771

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成30年6月5日

三重県警察本部長 難波健太

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の案件名

三重県警察情報システム基幹・本部ネットワーク賃貸借契約

(2) 契約の特質等

賃貸借物品の性能に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間

契約締結日から平成37年1月31日（金）まで

(4) 納入期限

平成30年12月14日（金）

(5) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部警務部情報管理課電算室

(6) 賃貸借期間

平成31年2月1日（金）から平成37年1月31日（金）まで（保守付6年リース）

(7) 試用期間

平成30年12月17日（月）から平成31年1月31日（木）まで

各拠点に搬入・設置した上で、動作確認をすること。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システ

ムの利用登録が必要です。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成30年6月18日(月)12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (4) 機器機能確認書
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 大松
電話 059-222-0110(内線)2261、2265 ファクシミリ 059-226-9917
 - (2) 契約条項を示す場所
(1)と同じです。
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から平成30年7月17日(火)まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成30年6月29日(金)までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年7月17日(火)14時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成30年7月17日(火)14時まで
なお、津塔世橋郵便局へは平成30年7月9日(月)から同月17日(火)14時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地
宛 先 津塔世橋郵便局留め
受取人 三重県警察本部警務部会計課用度係
案件名 三重県警察情報システム基幹・本部ネットワーク賃貸借契約入札書在中
 - (7) 開札の日時及び場所
日時 平成30年7月17日(火)14時10分
場所 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課
 - (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Lease Contract of The Mie Prefectural Police Key-Headquarters Network System Equipment
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, July 17, 2018.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office, Tsutousebashi post office, between Monday, July 9, 2018 and 2:00 P.M. on Tuesday, July 17, 2018.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Tuesday, July 17, 2018.
- (4) Managing Authority:
Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters
1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514
Tel. 059-222-0110 (EXT. 2261, 2265)
Fax. 059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
